

平成30年 7月27日開会

平成30年 7月27日閉会

志太広域事務組合議会

7月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

平成30年7月志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程	1
7月27日（金曜日）	
1. 出席議員	2
2. 欠席議員	2
3. 出席説明員	3
4. 監査委員	3
5. 職務のため出席した職員	3
6. 議事日程	4
7. 開会	5
8. 開議	5
9. 会議録署名議員の指名	5
10. 諸般の報告	5
11. 会期の決定	5
12. 第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約の 締結について	5
第9号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の締 結について	
第10号議案 平成30年度屈折はしご付消防ポンプ自動車購入 契約の締結について	
第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結に ついて	
(1)提案理由の説明	6
(2)質疑	10
(3)討論	26
(4)採決	29
13. 閉会	30

付録

議案質疑者及び質疑要旨 3 2

平成30年7月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 7月臨時会会期 7月27日（金） 1日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
7月27日	金	本会議 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営委員会（午後2時20分から） ○議員全員協議会（午後2時40分から） ○当局要請による議員全員協議会（本会議終了後）

7月27日（金曜日）

○出席議員（16人）

1番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
2番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
3番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)
5番	藪崎幸裕	議員	(藤枝市議会議員)
6番	小林和彦	議員	(藤枝市議会議員)
7番	小柳津健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8番	石田善秋	議員	(焼津市議会議員)
9番	岡村好男	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
11番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
12番	齋藤寛之	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	太田浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15番	西原明美	議員	(藤枝市議会議員)
16番	松本修藏	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	太 田 信 隆	
事務局 長	伊 藤 弘 己	
事務局次長	平 田 達 行	
事務局次長	渡 辺 利 久	
消 防 長	石 神 良 訓	

監査委員	大 畑 秀 久	
------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	亀 山 勝 弘	(焼津市議会事務局 長)
書 記	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局 庶務課長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局 総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岡 本 将 行	(焼津市議会事務局 庶務担当係長)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局 議事担当主任主査)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局 庶務担当主査)

平成30年7月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／平成30年7月27日（金）午後3時00分開議

場所／志太広域事務組合議会議場

（藤枝市岡部支所3階）

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査結果報告書の受理について

第1 会期の決定

第2 第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約の締結について

第3 第9号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の締結について

第4 第10号議案 平成30年度屈折はしご付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

第5 第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結について

以上4議案一括上程

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時00分開議

○議長（松本修藏議員） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、平成30年7月志太広域事務組合議会臨時会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会の会議録署名議員には、3番、杉田源太郎議員、12番、齋藤寛之議員を指名をいたします。

この際、諸般の報告をいたします。

当局並びに監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類3件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付してきましたので、ご了承願います。

これで報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

受理した報告事件一覧

[管理者報告]

- 1 報第1号 平成29年度志太広域事務組合一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第2号 平成30年4月分 例月出納検査結果報告書
- 2 志太広域監第4号 平成30年5月分 例月出納検査結果報告書

○議長（松本修藏議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本修藏議員） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

日程第2、第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約の締結についてから、日程第5、第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結についてまでの4議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（松本修蔵議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました第8号議案から第11号議案までの4議案につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約の締結についてですが、平成33年3月末の完成を目指し、新大井川環境管理センター整備・運営事業に係る建設工事を行うものであり、総合評価一般競争入札を行った結果、契約額50億9,004万円をもって、クボタ環境サービス株式会社と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第9号議案 新藤枝環境管理センター建設工事請負契約の締結についてですが、平成33年3月末の完成を目指し、新藤枝環境管理センター整備・運営事業に係る建設工事を行うものであり、総合評価一般競争入札を行った結果、契約額38億8,800万円をもって水ing株式会社横浜支店と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第10号議案 平成30年度屈折はしご付消防ポンプ車購入契約の締結についてでございます。

中高層建築物の火災に対する消防力に加え、石油基地など危険物施設火災に対する消防力の充実強化を図るため、屈折はしご付消防ポンプ自動車を購入しようとするものであり、本年6月21日に指名競争入札を行った結果、取得金額1億3,629万6,000円をもって株式会社日消機械工業から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結についてですが、より高度な救命処置が可能となるよう、救急体制の充実強化を図るため高規格救急自動車を購入しようとするものであり、本年6月21日に指名競争入札を行った結果、取得金額1,963万4,400円をもって静岡トヨタ自動車株式会社法人営業部から取得するため、

地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案について提案の理由をご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺事務局次長。

○事務局次長（渡辺利久） それでは、私から、第8号議案及び第9号議案につきまして
補足説明をさせていただきます。

第8号議案から補足説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

1、事業概要についてです。

(1) 施設名、新大井川環境管理センター。

(2) 建設場所、現施設の敷地内となります。

(3) 敷地面積、1万3,867㎡。

(4) 施設規模、210キロリットルパー日。内訳は記載のとおりであります。

(5) 事業方式、DBO方式。

(6) 審査方法は、提案内容の得点を60点、入札価格の得点を40点とし、合計点が
最も高いクボタ環境サービスグループを決定者としました。結果表及び審査内容は記載
のとおりであります。

2ページ目につきましては、第9号議案の5ページの事業完了までの流れとあわせて、
後ほど説明いたします。

次に、9号議案の補足説明をいたします。

参考資料の4ページ、ごらんください。

1、事業概要についてですが、

施設名、新藤枝環境管理センター。

(2) 建設場所、現敷地、施設敷地内となります。

(3) 敷地面積、1万9,356㎡。

施設規模、160キロリットルパー日。内訳は記載のとおりであります。

(5) 事業方式、DBO方式。

(6) 審査方法は、提案内容の得点を60点、入札価格の得点を40点とし、合計点が最も高い水ingグループを決定者としました。結果表及び審査内容は、記載のとおりであります。

お手数をかけますが、2ページ及び5ページの(2)事業完了までの流れにつきまして、同じつくりでありますので、恐縮ですが、一緒にご説明いたします。

黒い矢印をごらんください。上段になります。

4月18日に落札者決定公表後、6月20日に建設工事請負、運営委託等の仮契約を締結しております。議決をご承認いただければ、それぞれ本契約として成立することになります。

要求水準や提案された処理方式等に基づき実施設計を進めてまいります。その後、工事に着手し、平成33年3月31日までに工事完了を目指します。

運営委託につきましては、資料上段右上、SPC設立の欄となります。契約の相手方として、おおいがわ環境サービス株式会社、株式会社水エコプラザ新藤枝がそれぞれ設立しております。平成34年4月1日から15年間運營業務をするものでございます。

3ページ及び6ページにそれぞれ工事範囲を添付してございます。ご参照いただき、ご了承をいただきたいと存じます。

以上、8号議案及び9号議案の補足説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防長（石神良訓） 議長。

○議長（松本修藏議員） 消防長。

○消防長（石神良訓） それでは、私から、第10議案及び第11号議案について補足説明をさせていただきます。

初めに、第10号議案 平成30年度屈折はしご付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の3ページ、参考資料7ページ、あわせて、別添車両イメージ1をごらんください。

志太消防本部では、管内の中高層建築物火災等において逃げおくれた方の救出対策として、焼津消防署と藤枝消防署にはしご付消防自動車を1台ずつ配備しており、更新予定の車両は、焼津消防署に配備されているはしご付消防自動車であります。

この車両は、平成4年度の導入から26年が経過しており、メーカーが定めるはしご

本体部分の使用期限を既に経過し、消耗品や部品の欠品により調達に時間を要すなど、消防用車両の安全基準に基づく維持管理が困難な状態であり、不測事態への対応におくれが生ずるおそれがあります。

また、緊急時に市民の皆さんの大切な命を搭乗させる可能性もあることから、更新させていただくものでございます。

今回導入予定の車両は、屈折、伸縮ブームを搭載する消防自動車で、当管内では初の配備となり、県内では静岡市消防局と浜松市消防局に次ぐものです。また、このはしご車は、緊急消防援助隊への新規登録も予定しており、消防の広域応援にも対応する車両となります。

特徴といたしましては、はしご屈折機能により、従来大きな障害となっていた電線などを回避しながら目標地点に到達できることや、ブームがマイナス6メートルまで伸ばすことができるため、水難事故現場での水面救助にも活用できるなど、活動範囲が広がります。

さらに、はしご先端にはカメラ機能及び電動放水銃を装備しており、先端バスケットに搭乗することなく放水を行うことができ、石油備蓄タンクなどの危険物火災などでもより安全な消火活動が可能となります。

今回の焼津消防署に配備予定の屈折はしご付消防ポンプ自動車は、平成28年度に整備させていただきました藤枝消防署のはしご付消防自動車と違うタイプであり、それぞれの特徴を生かしながら効率的かつ効果的に有効活用し、複雑多様化する災害への対応能力を向上させてまいります。

なお、本事業につきましては、県費補助金と緊急防災・減災事業債を活用し、取得するものです。

以上、第10号議案 平成30年度屈折はしご付消防ポンプ自動車購入契約の締結についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案の4ページ、参考資料8ページ、あわせて、別添車両イメージ2をごらんください。

志太消防本部では、傷病者の救護のため、各消防署・分署に高規格救急自動車を配備し対応しております。

更新予定の高規格救急自動車は北分署に配備しているもので、配置後既に9年が経過し、走行距離も17万3,000キロに達していることから、冷却水漏れやエンジンスターターの故障等も発生している状況であり、出動に支障を来すおそれも出てきております。

傷病者が発生した場合、迅速に出動し、的確な救命処置を求められる高規格救急自動車であり、さらにこの高規格救急自動車は緊急消防援助隊にも登録され、消防の広域応援にも対応するものであることから、今回更新をさせていただくものです。

車両の特徴としましては、最新の防振ベッドを備え、傷病者の負担を大幅に軽減するほか、的確な救命処置のため、室内灯も従来の蛍光灯からより明るいLEDタイプに変更し、視認性を高めているとともに、積載する資機材についても全て最新かつ高性能なものとし、多発する救急要請に対し、迅速・的確に対応できるものとなります。

なお、本事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し取得するものです。

以上、第11号議案 平成30年度高規格救急自動車購入契約の締結についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本修藏議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の4議案に対して質疑のある議員は、議長まで通告を願います。

それでは、再開につきましては、予鈴でお知らせをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時24分

○議長（松本修藏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

まず、1番、石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 第8号議案 新大井川環境管理センターの建設請負工事の工事契約の締結について。

この議案は、平成33年より15年間のし尿汚泥処理を行います新大井川環境管理センターの建設と運営を一体とした契約締結に関する議案です。

ここでは、2社が入札しておきながら、額が10億円以上高い業者が落札した件について、中心に質疑を行います。

私は、高ければだめだと一概に思っているわけではございません。し尿汚泥処理という市民生活を支えるインフラ整備で「安かろう悪かろう」ではかえって市民に負担がかかることになりかねません。しかし、10億という巨額の差異が生じているのであれば、それを補うべく納得できる理由を志広組は市民と議会に示す必要があります。

まず、金額差以上にクボタ環境サービスグループ選定となった加点の理由、入札額が高くてもあえて選定した理由は何かということをお伺いいたします。

次に、先ほど申し上げたとおり、高ければだめとは一概には言えませんが、しかし、それでも今回は10億高い入札額を示した業者が落札したわけです。数百万、数千万単位ではありません、今回のケースは。ゆえに、志広組は、納税者であります市民に対し、納得できる説明をしなければならないわけですが、その理由として、組合は何をその理由を示すべきと考えているかお伺いいたします。

3点目です。

この契約は、DBO方式と呼ばれます建設設計費と運営費を一括で落札するやり方で行われました。大きな特徴は、通常の入札と違いまして、予定価格があらかじめ発注者、志広組が公表している点があります。それに対しまして日立造船グループは、限度額ぎりぎりの78億余の入札、そして、今回落札いたしましたクボタは88億9,000万の入札でした。価格の面だけだと、これは明らかに日立が勝っているわけです。最終的に業者を決定する100点満点の総合評価の入札価格の得点は40点を占めるわけなんです、この部分だけだと、日立は40点満点、クボタは35.12点となっております。しかし、その他の60点部分は、提案内容の60点部分の運営面の提案内容で両者の得点は逆転いたしまして、日立は31.21点で、合計が71.21点、クボタは42.09点で77.21点になりました、クボタが逆転して落札をいたしました。価格面の不利を上回る提案をクボタはしているわけです。

この提案内容のうち、両者で加点差に差が最も生じているのは、地元社会への貢献です。その差は3点あります。落札額に10億の差異がありますから、換算いたしますと1点当たり1,000万になるわけですし、金額にすれば約3,000万の差をクボタがこの提

案内容によって運営内容の提案によって逆転したことになります。しかし、現在まで組合が議会に公表されている評価は、クボタがより地元企業への発注を計画している点を高く評価したとあるのみです。それ以上の説明はありますか。私は、この説明だけで当然誰も納得するものではないと思います。

そのほかの差がついている項目は、ほかにもあります。危機管理、安定かつ経済的処理、品質管理、施設の長寿命化等も差がついて、クボタがここで逆転しているわけですが、この点についても、ほぼ同様の説明しかなされておられません。これ以上の説明がですね、逆転した説明があればお聞かせ願いたいと思います。

4点目です。ここは組合の議会や市民に対する説明責任の問題についてお伺いいたします。

組合は、落札後に行っているこの本議会におきましても、肝心の両者からの提案書を開示することを拒んでいます。つまり、価格面を上回る提案がどのようなものであったのかと議会が検証するすべを示そうといたしません。その理由として、これまでのお伺いしたところ、平成29年9月に組合が作成いたしました新大井川環境管理センター整備・運営事業入札説明書というものがございます。これは組合のホームページからもダウンロードできるものですが、この中にですね、応募に関する留意事項中、8というところに著作権というものがあって、ここに、入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他本組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。という記述がこの入札説明書のところにあります。著作権というところに書かれております。これを根拠にですね、提案書を出してこないというのがこれまでの主な説明です。

では、伺いますが、今申し上げましたこの入札説明書にあります著作権というものは、議会であっても提案書は開示できないという意味なんですか。文書を読む限り、これは組合が必要と認めた場合は公表できると示していると思われまじけれども、この点で議会に対してその提案書の提示を拒むということはあり得ない話だと思いますけれども、明確にお答えいただきたいと思います。

5点目です。

議会の役割は、執行機関の行政運営のチェックにあります。組合は、この10億もの差異を生じた提案内容を、以上述べた、先ほど述べました理由で具体的に示そうともい

たしません、議会に対してです。この理由で開示しないのは、市民の税金の使い道をチェックする議会制民主主義に反する対応ではないんですか。

最後、6点目です。

志広組が提案書を示さないもう一つの理由として、提案書の中には企業の不利益に当たる部分があるかもしれない。つまり、企業にとって、特許ですとか、独自技術ですとか、他社に知られることをこぼむ、他社に知られることによって不利益が生じる記載があり得ると、されていることがあり得ると、それをもって開示しないとしておりますが、では、その提案書のうちですね、どの部分が不利益になるのか、志広組は提案企業側に確認はしたのですか。あるとすれば、提案書中のどの部分が相当するのかお答えいただきたいと思います。

以上です。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 石井議員にお答えいたします。

本事業における加点理由と選定理由についてですが、まず選定方法は、単に価格のみで評価せず、し尿や浄化槽汚泥、一般廃棄物を処理するプラントの特殊性や15年間にわたる長期間の安全で安定した運營業務を期待するため、その品質の高い提案を求めて、総合評価一般競争入札といたしました。

審査委員会では、価格点40点、提案内容60点の合計100点満点とし、9カ月にわたり公平・公正な検討を重ねてきた結果、提案内容の加点が多かったことにより選定されたものです。

次に、加点の理由についてですが、事業者選定委員会では、地域社会への貢献の面においては、より多くの地元企業への発注を計画している点、品質管理の面においては、設計、建設段階、設備の選定及び製作段階、アフターサービスの体制など、各段階における品質管理がなされた点を高く評価しました。

また、し尿及び浄化槽汚泥の安定かつ経済的処理の面においては、独自技術の活用により汚泥発生量及び用役使用量の低減に関する提案が明確になされている点を、危機管理の面においては、大地震や大地震に伴う津波を想定した対策や、人的支援・物的支援による早期復旧対策が提案されている点を高く評価しました。

さらに、本施設の長寿命化の面においては、躯体の長寿命化に配慮した設計を行う点

を評価しました。

2番目に、次に、市民に対する落札者決定の説明についてですが、PFI法に準じた方法をとったこと。客観的評価結果（落札者決定までの経過）としたこと。加えて、他の自治体でも同様な手続をしていることなどを基本に、価格だけでなく、質の高い提案を求めて、選定方法を総合評価一般競争入札としたことを説明してまいりました。

3番目、次に、客観的評価結果（落札者決定までの経過）に記載されている以上の説明ですが、地域社会への貢献の面では、建設工事や整備補修、物品調達を通じて地元の方々とともに本施設をつくり上げていくことで、さまざまな分野で地域経済の活性化に貢献する効果がより期待できること。

また、危機管理の面では、建物を耐震性の高い構造とし、地盤を約2メートルかさ上げすることにより浸水被害を防止することや、屋外非常階段を設置することで避難者を浸水から守ること、施設内に非常食や水などを備蓄するといった内容等が挙げられます。

次に、4番目、5番目、6番目についてです。この開示に関するご質問3件については関連がありますので、一括してご答弁いたします。

今回の入札参加においては、その提案の著作権が入札参加者に帰属することを条件に提案を受けることといたしました。

その理由は、提案は企業のノウハウがまとめられたもので、公表により不利益が生ずることによって提案者自身が公表を望んでいないこと、公表しないことでよりよい提案が期待できること、先行事例においても同様の扱いをしていることなどによるものです。

そのような条件のもとで、落札者の提案内容につきましては、事業を進めていく上で必要なものはお示ししてまいります。

一方、落札者以外の者の提案については、確認をいたしました。が、了解が得られておりません。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、石井議員の質疑への答弁とさせていただきます。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） いろいろる言われましたが、一番その問題にするのは、10億の差が何で逆転したのかというところなんです。これは税金が余計にかかるわけですから、それをまず念頭に置いてお答えをいただきたいんですね。いろいろる言われましたが、クボタの提案を高く評価したとか、いろいろ言われました。

ちょっとじゃ順番に聞きますが、私の通告のあります2番目のところなんか答えていないんですよ。10億の差があると。それが逆転した理由は何かと。組合として、逆転した理由を市民に対して何を示すべきかとお伺いいたしましたが、PFI方式ですとかいろいろと言われていることは、答えになっていないですね。10億の差が逆転した理由を、組合は何を市民に対して示すべきかということです。それから、これは質問ですよ、今のね。

他の自治体で同じように非公表にしているとかということで、これは事前の折衝の中でもそういう話を伺いましたが、今回のこのケースは10億の差が逆転しているところだから、他の自治体と一概に一緒になって論じるような話じゃないんですよ。DBO方式というのは、そういう仕組みになっているかもしれない、基本的には。でも、他の自治体でも非公表にしていますけれども、それは全部非公表にしちゃだめだというようなことでもないし、今回、この組合のケースは10億の差が逆転しているという話の議案になっているわけですから、そこと一緒にですね、他の自治体がやっているからということで認めるわけには、到底これはいかないと思うので、そういうことで説明にはなかったと思います、この点もお聞かせいただきたいと思います。

10億の差でなぜ落札できるのかと。それが比較できるのはやはり提案書です。提案書ですね。2メートルのかさ上げをクボタがしていると、あそこで津波があるからということで、津波対策でというようなことが幾つか言われる中で、そういう提案がなされたということ。それは確かにあると思います、ここにも書いてありますけれども。でも、じゃそれに対して日立がどう提案しているのか。日立だって玄人ですよ。し尿汚泥処理の処理ができる会社というのは限られておまして、全国で6社しかありません。日立造船なんて言えば、誰もが知っている一流会社というか、有名会社ですから、やはりそこにはそれなりの提案は、クボタは2メートルのかさ上げをやる、日立はじゃどういう提案をされているかというのは、提案をもちろんしていると思うんですよ、審査項目の提案内容とか決まっていますから、それに対して提案書を出すわけですから、企業は。ですから、その比較でどうなのと。あの1点の重みがわかっていますか。1,000万、2,000万の差と違うんですよ。これは10億の差がありますからね、そこで何で3点差で逆転するのかと。ただそれは提案書の中にそれだけの差があったということですか。そうでなきゃ逆転するわけがないんですよ、でも私は、日立もやっぱりそれは提案していると思いますよ、何かしらの。その検証するものが出さないと。

著作権、出さないのはおかしいと思いますね。著作権についてもお答えがございせん。この著作権をもって議会に対して出さないことは妥当かどうかということを知っているんですよ。妥当かどうか。それもお答えいただきたいと思いますね。

で、一番肝心なところですけども、組合としてですね、このようなことで議会に提案することは許されると思っているんですか。私は、これはまずいと思いますよ。10億の差があるんですから。日立が拒んでいるということでは言われましたね。日立のほうで提案書の開示を拒んでいるということでは言われました。最後のほうに言われましたけれども、それはそうかもしれませんが、だからといってそんなことで唯々諾々と従って、日立が出しませんから組合にも議会にも出しませんと。安いところが落札したらまた別なだけども、高いところが落札したわけですから、それは当然議会に対して両者の提案がどういうもので逆転されたのかと示すべきじゃないですか。一番最後の点は、これは一番大事なところだと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修蔵議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 石井議員の再質疑にお答えします。

今回の入札は、いずれにしても、総合評価一般競争入札ということで、その企業のノウハウもまとめられた提案、これは公表により企業の不利益になるということで、その提案を、公表提案書を公表しないという条件の中で、よりよい品質の高い提案を決めると、求めると。特殊なこのし尿処理施設というものが住民の皆さんを受けて、市民の皆さんに向けても安定的に操業しなければいけない、また、15年間の長期にわたりその運営をしなければいけない中では、価格だけとせず、その品質を大事にするということでこの総合評価方式をとりましたので、そこは重ねてご理解をいただきたいところだと思います。

この方式をとる中では、そもそもこの配分の提案60点、そして価格点が40点という配分をした中では、その価格は点数として、提案もまた点数として集計した中の総合点で落札者を決めると。このことにつきましては、当初よりそういった方法をとるという手続を含めて公表しながら、その手続に基づいて、業者さんから出てきた提案をですね検討審査委員会の中で評価をしてみました。ですから、議員がご質問されていますその10億円部分がどの部分で価格がということでございますが、その内容をこの部分が幾らということは、ちょっとお答えが難しいです。

いずれにしても、その提案書については著作権を認めた中で提案を求めていますので、それは今の中で条件を変えることはできません。ただ、提案、落札者以外の者については、今の時点では、先ほどお答えしたとおり、難しいということで伺っておりますので、そこはご了承いただきたいと思います。

一方、落札者につきましては、これから提案の内容につきましては、必要に応じてその内容をお示しをしていきたい、基本的にはお示しをしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 私は4点質問したんですが、1つもお答えはなかったと。ありませんでした。

企業の不利益になるということですね、一体組合は企業のほうを向いているのか、市民のほうを向いているのか、どっちのほうを向いているのか。今のお答え聞いてて、思いますね。ちょっとか細い声で答えてましたけれども、別に私はあなたが憎くてやっているわけじゃないですよ。市民から見て、やっぱりこれは問題だと思うから。これはやっぱりただしていかなきゃいけない。で、公表しないことでよりよい高い提案を求めるからやるなんていうことを言われましたが、そういう開き直りはだめ。うん、そんなことを平然と言うようでは、それはだめですよ。こういう方法をとるといふふうに公表してきたと言われましたけれども、10億の差が出ているというのは、初めて今わかったことだ。こういう方法をとるといふのはずっと説明あったけれども、全協なんかで。それは承知してましたよ。10億の差が出ているというのは、これはこの議会が初めて出ている話だから、だからそこはきちんと答えるというふうに私は思うんですけども、その点のお答えもなかったですね。

落札者の提案、公表していますなんて言いましたけれども、落札者の提案で、これですか。あなた、公表しているというのは。提案書。この1枚。公表しているのは今何回目、これで、これはこれから必要なものを示していきますなんていうことも、先ほどの1回目の答弁で言われましたけれども、だって、議会議決通っちゃったらもうお金を払うことになるから、お金を払った後に公表を求めるなんて言って、どう見たって、後先逆の話はおかしい話じゃないですか。

予算の段階から不明瞭なんです。で、債務負担で一括で提案したのは、それをした

ほうが安く上がるからということでは130億の提案をしたわけでしょう。今になって、そんななぜ高くなったかということの説明をしないということは、二重にですね説明責任を果たしていないと思います。

一方で、藤環は安いほうが落札しているわけですから、何で大環のほうは高いほうなのと。藤環が一番安いところが落札しているんですよ、クボタは不合格となっているんですけども。だから、そういうことを説明を、きちんと議会に示さないでやることは不信を呼ぶとも言わせていただきたいと思います。本来であれば、そんな今のこんな提案で議会にかけるほうが私はおかしいと思います、議案審議の前提がなされていないわけですから。その点のお答えをいただきたいと思います。最後ですから、きちんと答えてください。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修蔵議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 再々質疑にお答えいたします。

まず、この公表につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。この手続について、提案者の著作を認める中で提案をいただくという中で進めてまいると。それで、その理由についても、その事業者からの知恵と工夫のそのノウハウを提案してもらうためにはそういう中でやっている、これは全国の事例でありまして、私どもがやはりそういう形をとることによって、提案者のできるだけ水準の高い質の高い提案を求めるために選んだ方法ですので、そこはご理解をいただきたいと思います。

この価格が安くなるからということでは、そういうこのような説明をしてこの事業方式をというご質問がございます。クボタ環境サービス、大井川環境管理センターには平成11年度にですね、今の施設ができ上がっております。今般の施設は32年度末までに完成ということですが、当時の建設費と比べても、価格が今回のほうが単価としては、キロリットル単価で割りまして、安くなっております。規模が当時の規模は90キロリットル、今度は210キロリットルと規模が違いますので、そういう意味では、当時の藤枝環境管理センターは平成7年度に施設ができておりますが、そのときの建設単価よりも今回のほうが安くなっております。

また、さらにこの評価の中でも、従来方式とDBO方式の中で削減がされるということで説明をしてまいりましたが、今クボタ環境サービスにつきましては、15.6億円ほど我々が計画していたものよりも削減効果が出ているという結果になっております。

○1番（石井通春議員） ちょっと議長、答えが、全然かみ合っていないんですけどもね。

○議長（松本修藏議員） 暫時休憩します。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時58分

○議長（松本修藏議員） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

当局のほうからは、質疑に対する明確な答弁をお願いをいたします。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） まず、地域社会の貢献ですけれども、提案の近隣企業の8業種37業者より関心表明が出て、200社を超える地元企業の発注計画、27億円の提案がなされています。日立造船につきましては、それよりも少ない中での企業数となっております。

危機管理の面につきまして、クボタ環境サービスの提案は2メートルのかさ上げの提案が出ておりますが、日立造船のほうはフラップゲートという形での提案が出ております。

それと、し尿、浄化槽汚泥の安定かつ経済的処理につきましては、ASBシステムと言いまして、土壌菌を、土壌というのは土のですね、土壌菌を使って汚泥の発生量を抑えるというような中で、提案がクボタのほうからは出ておりまして、日立造船のほうからはそういう提案ではない従来の形での提案となっております。

また、この審査に当たりましては、そもそも提案を頂戴しましてから、先に提案内容の審査を委員会のほうでしております。価格は開封をせず、そのまま会社名を秘して、審査員6名が審査に当たっております。ですから、価格を知る前に提案の審査のほうを終えて、その提案の審査の結果を業者が立ち合いのもとでその価格を公表をして、そして開封をして価格を開いて、開札をしております。

価格につきましては、もともと厳封をして、頂戴したときから我々のほうでしまっておきまして、その時点で開封がされていないことを業者に確認をしていただいて、そこで提案の得点と価格の得点を同時に開封をして、そして、総合得点で落札者を決定した形となっております。

以上です。

- 1番（石井通春議員） 不十分ですけれども、終わります。
- 議長（松本修藏議員） 次に、杉田源太郎議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 議長、3番、杉田源太郎。
- 議長（松本修藏議員） 杉田議員。
- 3番（杉田源太郎議員） 私も、第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約に締結について伺いいたします。

新大井川環境管理センター加点審査中、運營業務に関する事項と建設費の負担責任について質問いたします。

（1）新大井川環境管理センターの審査結果は、提案内容及び入札価格、これが日立31.21、そして40.00、クボタのほうは42.09、35.12で、価格が満点の日立造船グループをクボタ環境サービスグループが総合評価において逆転しています。

石井議員の発言にもありましたが、一方、新藤枝環境センター、その審査結果は、応札、この3社の得点の比較では提案、価格ともに落札業者が上回り、審査内容について加点詳細は見ることはできませんが、その結果は妥当と感じています。

さて、加点審査における審査項目（大項目）、4項目ありますが、私は今まで環境等について一般質問等してきた、そういう関係から、運營業務、これについて伺いいたします。

これが3.84差という、最大、この4項目の中では最大であります。そのうち3点、（ア）環境管理、これが0.75差、（イ）危機管理が1.5の差です。（ウ）長寿命化が1.0の差です。審査内容と選定委員会で個々の委員の評価が大きく分かれた項目があるかお尋ねします。

2番、（2）事業者選定委員会、その委員の正副委員長はどのような基準で選定をしたのか伺いいたします。

（3）総合的な判断により、設計建設、それから運営価格で10億円以上の高い88億9,000万円での契約となりますと、その負担は、平成29年2月定例会において、焼津・藤枝両市の議会が可決されたその規約変更により、建設費、償還元金及び還元利息が施設ごとの投入量割になるとあります。

建設費、運営費の負担は、新大井川環境管理センターは焼津市、新藤枝環境管理センターは藤枝市ということでもいいのかお伺いいたします。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 杉田議員にお答えします。

（ア）環境管理、（イ）危機管理、（ウ）長寿命化の3項目に対して、事業者選定委員会の評価が大きく分かれた項目があるかという質問についてですが、大きな差がついた項目はございませんでした。

次に、2番目、委員長を務めていただいた荒井委員は、公益社団法人である全国都市清掃会議で技術指導部長を担当されています。全国でし尿処理施設を初めとした清掃施設の事業者をDBO方式による総合評価一般競争入札にて選定するに当たって選定委員を務めた実績が豊富であり、多数の参考文献を著作されています。

副委員長を務めていただいた金原委員は、静岡大学工学部において、科学バイオ工学科の教授であり、環境微生物学、生物プロセス工学、微生物機能工学を専門とされています。水処理技術の専門家でもあります。他市の総合評価委員の経験もあり、そこでし尿処理施設の技術的知見があり、また、類似事例の経験のある学識経験者として選任をいたしました。

3番目、新大井川環境管理センターの分は焼津市、新藤枝環境管理センターの分は藤枝市の負担の件ですが、そのようになると考えています。

以上、杉田議員への答弁とさせていただきます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 再質疑をさせていただきます。

1番目と2番目のこの問題は、評価の公平性、あるいは公明性、それを確認させていただくための質疑です。加点審査が平成30年3月25日にヒアリングを実施していることが4月18日付の客観的評価結果で報告されています。報告書では、片方をユリカモメグループ、片方を海グループと区別されていて、これが日立なのかクボタなのかというのがわからないということだと思ってしまうんですけども、ヒアリングのときには、当然そのクボタであり、あるいは日立がヒアリング、その説明をしていると思うんですが、その説明をしているときに、その説明をしている人がクボタなのか日立なのか、そういうことがわからないような工夫はどういうふうになっているのか。

そして、6名のその委員がヒアリングが終わった後、評価するときには、どのような、

体制と言ったらおかしいですけれども、同じ場所で同じ場所にみんなが見えるようなところで加点をしていくのか、あるいは、どのぐらいの時間でやるのか、そういうことについて、どこか別の部屋で単独でやっているよということなのか、そういうことをどういうふうにやっ行って行われているか。

そして、その結果が出たときに、その6名の委員でその検査した、自分が加点をして、ほかの人がどんな点だったんだらうということ、それを共有して議論されているかということを確認をしたいと思います。

今、石井議員の質疑の中で、答弁のところ、この加点審査、配点60点のほうですね、こちらのほうは入札結果のときには、入札価格のその結果は委員には知らされていないということでしたので、価格を知らないままちゃんと審査をやっているというふうに理解をしました。ただ、そういうふうになったときに、ほかのところちょっと聞いたときに、本当に価格、逆転するようなことで地元の業者が入れなくなっちゃったみたいな、そういう入札の結果を聞いたことがあります。それはどことは言いませんけれども、そういうことがこの公平性、それから公明性というものをちゃんとその委員の方が市民に説明ができるような、そういう形での評価をちゃんとされているのか、それをお聞きしたい。

それともう一つ、今、新大井川環境センターの建設費、これは確かに、先ほど言いましたけれども、平成29年の2月の議会で、私たちも2月議会の中で可決をしました。藤枝もそうだったというふうに聞いていますけれども、この両市がおのおの、大環は焼津、藤環は藤枝が建設費、それから運営等について、ちゃんと独立してやっていくんだよというふうになると、今の答弁だとそうなると思うんですけれども、今後の環境管理センター、もうこれは独自でね、焼津は大環だけはやるよ、藤枝は藤環の責任を持ってやるよというふうになったときに、志太広域事務組合として、この事業をやっていく事業として外すということを考えているのかどうかちょっとお聞きします。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 杉田議員の再質疑にお答えします。

まず、加点審査についてですが、まず、ちょっと繰り返しになりますが、会社名を秘してやってまいった、そのとおりでございます。

あと、会議室は、ここの庁舎の中の会議室1室を使った中でやってまいりました。最

終的なその結果の中での会議は約1時間程度、意見交換を、お互いに委員の皆さんが意見交換をした中で、その捉えを共有をした中で採点に移っております。それぞれの委員の他の委員が何点をとったかというのは、それを見ながら点をつけたということではなくて、その情報共有した中でそれぞれがそれぞれの項目の採点をしたということになります。

価格につきましては、先ほど申し上げたとおり、提案の審査の得点が出た結果を待って、それを業者、提案者が承知した中で価格の開封をしております。

市民に評価されるような形でやってきたかの質問につきましては、委員の皆様は、当然大きな事業でございますので、その部分を承知した中でやってこられております。

そして、負担金、それぞれで費用を負担してやるのであれば、志太広域でやる意義がというご質問についてですが、緊急時に速やかに施設の相互利用が可能であること、また、両新環境管理センターを我々志太広域事務組合で管理することにより、引き続き効率的な、そして安定的な運営ができると、そのように考えています。

以上です。

○3番(杉田源太郎議員) 議長。

○議長(松本修蔵議員) 杉田議員。

○3番(杉田源太郎議員) まずですね、ちょっと私の質問に答えてないと思うんですけども、ヒアリングのときにも、相手のクボタだか、委員の質疑がですねクボタだか、あるいは日立だかとわかんないような、そういう工夫は、その答えされていないですよ。

じゃ、それはまた後でしてください。

顔を見れば、この人はクボタだな、この人は日立だなと、この委員の人たちはわかっちゃうんじゃないかなと、そんなことはないですよ。それをもう一回答えてください。

そして、別に何かおかしいんじゃないかということを行っているんじゃないですよ。どういう工夫をされて、両者がどっちだか、どっちがユリカモメでどっちが海だというのはわかんないというのは言っていましたけれども、人を見て、その人がこの人は海だな、この人はユリカモメだな、ユリカモメというのは誰だなとわかっちゃうようなね、そんなことじゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、それがわかんないような工夫というのはどんなことをされたのかというのを、私は聞きました。

そして、今、先ほどの答弁の中で、大きな差はなかった、大体全ての項目、今、私は

この3点についてお聞きしていますけれども、どの項目についても多分そういうことだったんだろうなというふうに思います。大きな差がなかったというのは、AランクからEランクまで5ランクありました。この5ランクの中で大きな差じゃなかったというのは、2ランクなのか、3ランクなのか、4ランクをまだこれは大きいとは言わないのか、それについてお答えをお願いいたします。

そして、今のご答弁の中で、志広組として今後もやっていくよということですが、緊急時に対応できるようにと言いました。今、各地にいろんな全国で自然災害が起こっていて、そのときに、広域事務組合とかそういうんじゃないけども、別に独立してやっても、あそこが緊急事態だなといったときに、ほかの市町が速やかにちゃんと議長会か、そういうことでやっているのかどうかわかりませんが、どこがどの市を、今の広島の方でも焼津市が1人行くよとか、そういうのを決めていますよね。それで、近隣の都市で何かあったときに、そういうものが利用できる場所、それは藤枝市、焼津市であったとしても、それは志広組の中で運営されているものでなくても、独立してやっているものであっても、当然それは協力してやっていけるものだというふうに私は思います。そのことについて、もう一度お答えをください。

そして、最後にもう一度聞きます。

この10億円以上の差、この10億円以上の差というのは、全て焼津市が負担をしていくという答弁です。それは間違いないというふうに答弁いただいています。その29年の2月議会で可決された内容もそういう内容だったと思います。では、この10億円もの価格差で、10億円もの差があるということ、これが今の石井議員の質問に対する答弁の中で、それが10億円以上の価値がある提案だったんだという、その納得は、今聞いていて、石井議員も納得いかないと言いましたけれども、私も納得はいきません。議会の中でも納得いかない。ほかの議員の方はみんな納得しちゃったといえれば、それはしようがないかもしれません。ただ、私たちは29年の2月の時点で、10億円の差があってもそれを上回るようなものが、評価があればそれを選出していくよという、そういうことは昨年の2月時点では誰もわかっていないと思います。ましてや、これは焼津市民が全部この建設費について、あるいは、今後の運営費について払っていくよといったときに、焼津市民がその内容について理解を得ていなかったとき、それは私たちはどうやって、市民から負託を受けて、私たちは議会でこうやってチェックをさせていただいている、そのことが説明できなかつたら、これは議会制民主主義そのものにかかわって

るんじゃないかなと思いますけれども、それについてのお伺いをさせていただきます。

○事務局次長（渡辺利久） 議長。

○議長（松本修藏議員） 渡辺次長。

○事務局次長（渡辺利久） 提案の審査における業者のヒアリングの方法ですが、会社名は秘してやっておりました。顔を隠してということではありませんで、基本的にはそういう形の中で、審査員の方はどちらかがわからないという中でやってきていただきました。

それで、2点目のランキングのことでございます。

議員おっしゃられるように、A、B、C、D、Eの5ランクがありまして、その5つのランキングの中のそれぞれ各提案を16項目で評価をしてございます。その16項目につきましても、差が隣り合わせ、例えばBとC、CとDというその中での差の項目が全体32項目に対して31項目が隣り合わせ、さらにちょっと説明を補足させていただきますと、AとEとか、そういうふうな分かれた項目は当然ございません。

次に、先ほど、施設の何か非常時に、それは災害協定もある中では他の自治体の施設も利用できるんじゃないかということではありますが、確かに大きな災害の場合でもございますが、我々としてはないようには考えておりますけれども、プラント自身はやはり故障をしたり、そういう場面もございます。ただ、搬入のほうは、日々市民生活をとめるわけにはいきませんので、そういう中ではその状況によって両施設が補完をし合うということは、広域であればそういう意味では簡単ではないかというふうに考えます。

最後に、10億円の件がございました。先ほどの説明をさせてもらったとおりではございます。ちょっと補足をさせていただきますと、10億のうちの約3億円が建設・設計に係る費用の差でございます。約7億円が運営に係る費用になっております。先ほどから説明をさせていただいております運営については、15年の長期にわたっての運営になります。そういう意味では、建設費が3億で運営費が7億円という中では、その運営費については将来15年間にわたってのリスクもございますので、その辺も、それが理由ということではございませんが、それは今の状況の内訳をちょっと補足させていただきました。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） まだ出来るんですか。

○議長（松本修藏議員） 了解なら了解と言ってもらいたい。

○3番（杉田源太郎議員） 納得いかなければ、これで終わります。

○議長（松本修藏議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長をいたします。

これで質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の4議案に対し討論のある議員は議長まで通告をお願いします。

休憩 午後4時24分

再開 午後4時25分

○議長（松本修藏議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論を行います。

石井通春議員。

○1番（石井通春議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 石井議員。

○1番（石井通春議員） 第8号議案 新大井川環境管理センター建設請負工事契約の締結について、反対討論を行います。

本議案は、平成33年より15年間し尿汚泥の処理を行います新大井川環境管理センターの完成を目指しまして、建設請負工事契約、運営を一体化いたしました契約を締結するために、株式会社クボタを税抜き88億9,000万円の価格にて落札者とする議案であります。

私は、落札者がその事業にふさわしくないという理由での反対ではございません。特に発注者であります志太広域組合が納税者である市民の立場をほとんど顧みず、半ば秘密裏に事を進めようとする。議会に対して、最低限必要な書類の提出すら拒む、民主主義を否定するその態度こそ最大の反対の理由です。

まず、入札は株式会社クボタと日立造船グループ2社によって行われました。運営と建設を一体で発注するDBO方式におきまして、予定価格はあらかじめ明示したもとの、価格の得点、これは100点満点中40点です。それと提案内容の得点、これは100点満点

中60点、合計100点の総合点での評価、これが両市副市長、両市環境部長、有識者など6名から成ります選定委員会にて審査が行われました。

結果はクボタが落札したわけですが、提示価格はクボタが88億9,000万、一方の日立造船は78億余、10億の差がありながらクボタが落札をいたしました。当然、残りの提案内容の60点部分でクボタはよりすぐれた提案がしていなければなりません。ところが、その比較対象になるべく提案書そのものを、組合は最後まで市議会に提示いたしませんでした。議会への最初の提案は、クボタのほうがより多く地元企業への発注を計画していること、もしくは、品質管理がよりなされていることなどを高く評価したと、こういうことがあるだけでした。

本会議の私の質疑に対しまして、地域社会の貢献、これは37業者、開示表明と言われましたでしょうか。クボタは20、そういう提案をしている一方で、日立は少ない中での企業数の提案である。危機管理については、クボタが2メートルのかさ上げで、日立はフラップゲートの提案だった。し尿汚泥処理の技術については、クボタがA S Bシステム、日立はそうしたものがないというようなことが本会議の質疑で言われましたが、議会ですすね私から言われたら渋々出すようなこういう姿勢そのものはすすね、あるべきものではないと思います。まして、こうした説明だけで10億もの高いほうを選んだ理由は、納税者としては到底納得できないと、この説明だけでは納得できないというふうに思います。

審査項目で両者が最も差がついたのは地域社会への貢献で、3点差ですが、換算いたしますと1点が1,000万、つまり、この部分だけで3,000万の価格差がひっくり返る提案がなければおかしい。それがどんなものであったかと、組合は両者の提案書を示して説明すべきです。落札業者じゃないから日立から提案書の開示を拒むという返答があったと言われましたが、それをすすね平然と議会にそれで答えていいのでしょうか。1点の重みがわかっていないのか。し尿汚泥処理を実施できる企業は、日本国内で6社だけです。つまり、相手の日立ももちろん素人ではございません。名の知れた大企業であります。当然この分野で何かしらの提案を具体的にしているはずで、それと比べてクボタが金額面で上回る提案であったのかどうか。提案書を示し、議会が検証するのは当たり前の話ではないでしょうか。それを拒まれたからとただ業者の言い分をうのみにするのは、私は、この議会を愚弄するものである、到底納得できません。

また、組合が当初非開示とした最大の理由が平成29年9月に組合が作成いたしまし

た入札説明書にあります著作権の項目です。しかし、ここに書いてある内容は、議会に対して提案書そのものを開示してはだめだというものではございません。書類の著作権は入札者に帰属いたしますが、組合が本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき、提出する書類の内容を無償で使用できるものとするところとある。つまり、条件をつけて公表を認めているのではありませんか。そうであるならば、市民の代表であります議会に対して公表して当然だと思います。こういう姿勢をですね、著作権をもって開示することはだめだというような姿勢を持って組合が持っているからこそ、この業者が出さないというふうに業者が言ったら唯々諾々と認めてしまうというところに直結していると思わざるを得ません。仮に公表できない部分があれば企業秘密があると思いますが、それがどこにあるのかと、企業な特殊な技術が外に漏れるのを防ぐのは当然ですが、それが提案書のどこの部分に当たるのかと、その説明すらございません。この点は先ほど質疑をいたしました。結局、それすらですね入札業者に確認せず、ただここに著作権があるからと、相手が出さないからと、それをもって議会への公表を拒むのは、これは市民と議会に対します説明責任を果たしておりません。

また、ほかの自治体、一部事務組合で同様に非公表としている例も述べられましたが、だからといって本組合が非公開とすることが是となるわけではありません。しかも、本組合の場合は10億の差がどこにあるのかが問われている事業でありまして、他の団体と同一に論じられるものではございません。市民の側に立つのであれば、こんな他の例を言って税の使途の説明に背を向けるようなことはやめるべきです。

安定的な運営をするのに一定の経費は必要です。インフラ整備は「安かろう悪かろう」でいいものがないのは、これは当たり前です。しかし、その検証をするべき議会に検証材料の提出を拒んだのが組合です。本来であれば、反対というよりも、審議の前提そのものが示されておられませんから、議会として提案の仕直しを求めるに等しい、私はゆゆしき事態であるというふうに思います。このような中での今議案の提案は断じて許されると考えません。

以上で反対の討論といたします。

○議長（松本修蔵議員） 次に、賛成討論を行います。

8番、石田善秋議員。

○8番（石田善秋議員） 議長。

○議長（松本修藏議員） 石田議員。

○8番（石田善秋議員） 私は、ただいま上程されております4議案全議案に対して賛成する立場から、特に通告いたしました第8号議案 新大井川環境管理センター建設工事請負契約の締結について、賛成討論を行います。

本臨時会に上程されております第8号議案は、住民の生活を支える重要な施設である新大井川環境管理センターの建設工事の請負契約締結について、議会の議決を得ようとするものであります。

昨年8月の臨時会でも述べたとおり、本事業は施設の設備・装置の老朽化への対応と、浄化槽の普及に伴う汚泥量の処理能力を超過することが予想されるため、新たな施設の建設を行うものであり、喫緊の課題であると考えます。

組合では、この施設の事業者選定に当たり、単に価格のみで評価せず、地域貢献や安全・安心に配慮されているかなど、価格以外の部分を含めて評価する総合評価による方法で実施しております。

環境省では、廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きにおいて、総合評価落札方式による業者選定を行うことが適切であると示しており、今回の事業者選定において、大変望ましい方法であります。

今回の決定は、事業者選定委員会で数カ月にわたり多くの時間をかけて総合的な審査を行い、その結果を踏まえ落札者を決定したものであり、適正なものであると考えております。

なお、本事業については、広報紙などを活用し、住民にお知らせをするとともに、これまでどおり地元関係者へは丁寧な説明を行うことを要望し、本議案に賛成するものであります。

以上、通告いたしました第8号議案について賛成討論をいたしましたが、各議員のご理解をいただき、上程されております4議案全議案に対しまして賛成をお願いを申し上げます、私の賛成討論といたします。

○議長（松本修藏議員） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、第8号議案をお諮りいたします。第8号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本修藏議員） 起立多数であります。

したがって、第8号議案は可決することに決定いたしました。

次に、第9号議案をお諮りいたします。第9号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本修藏議員） 起立総員であります。

したがって、第9号議案は可決することに決定をいたしました。

次に、第10号議案をお諮りいたします。第10号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本修藏議員） 起立総員であります。

したがって、第10号議案は可決することに決定いたしました。

次に、第11号議案をお諮りいたします。第11号議案を可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（松本修藏議員） 起立総員であります。

したがって、第11号議案は可決することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

これで会議を閉じ、平成30年7月志太広域事務組合議会臨時会を閉会といたします。
皆様、ご苦労さまでした。

午後4時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

松本修蔵

会議録署名議員

杉田源太郎

会議録署名議員

齋藤寛之

付 録

平成30年7月組合議会臨時会議案質疑者及び質疑要旨

(発言順) 1

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(1)</p> <p>石 井 通 春 議 員</p> <p>(質 問 方 式 一 括)</p>	<p>「質疑」</p> <p>1. 新大井川環境管理センター 入札額が10億以上高い業者が落札した件について</p> <p>(1) 金額差以上にクボタ選定となった加点理由、入札額が高くて も敢えて選定した理由は何か。</p> <p>(2) 高ければ駄目と一概には言えないが、それでも落札した今回の ケースの場合、納税者である市民に対し納得できる説明に組 合は何を示すべきと考えているか。</p> <p>(3) 両者で加点差が最も生じているのは「地元社会への貢献」で ある。その差は3点であり、金額にすれば約3000万の差をクボ タが提案により逆転したことになる。公表されている評価は 「(クボタが) より地元企業への発注を計画している点を高く評 価した」のみである。それ以上の説明はあるか。他の差がつい ている項目について(危機管理、安定かつ経済的処理、品質管 理、施設の長寿命化等)も同様の説明しかないが、同様にこれ 以上の説明があるか。</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(1) 石 井 通 春 議 員 (質 問 方 式 一 括)	<p>「質疑」</p> <p>(4) 組合は落札後であっても、両社からの提案書を組合議会に開示する事を拒んでいる。その理由は H29 年 9 月組合策定の「新大井川環境管理センター整備・運営事業入札説明書」のうち応募に関する留意事項中 (8) 著作権 入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他本組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。</p> <p>であるが、これは例え議会であっても提案書は開示できないという意味なのか。</p> <p>この理由で開示しないのは市民の税金の使い道をチェックする議会制民主主義に反する対応ではないのか。</p> <p>(5) 提案書中企業の不利益に当たる部分があり開示しないとしているが、どの部分が不利益になるのか提案企業側に確認をしたのか。あるとすれば提案書中のどの部分が相当するのか。</p>	事務局 次長

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3) 杉 田 源 太 郎 議 員 (質 問 方 式 一 括)	<p>「質疑」</p> <p>1. 新大井川環境管理センター 加点審査中「運営業務」に関する 事項と建設費負担責任について</p> <p>(1) 新大井川環境管理センターの審査結果は提案内容及び入札価 格(日立:31.21 40.00 クボタ:42.09 35.12)で価格が満 点の日立造船グループをクボタ環境サービスグループが総合評 価値において逆転している。</p> <p>加点審査における審査項目(大項目)が4項目ある中、「運営 業務」が3.84差と最大である。そのうち、(ア)環境管理(0.75 差)、(イ)危機管理(1.5差)、(ウ)長寿命化(1.0差)の審査 内容と選定委員会で個々の委員の評価が大きく分かれた項目は あるのか。</p> <p>(2) 事業者選定委員会委員の正副委員長はどのような基準で選定 したか。</p> <p>(3) 「総合的な判断」により、設計建設・運営価格で10億円以上 高い88億9,000万円での契約となると、その負担は平成29年 2月定例会において焼津・藤枝市両市議会で可決された規約変 更により、建設費、償還元金及び還元利息が「施設ごと投入量 割」になる。</p> <p>建設費・運営費の負担は、新大井川環境管理センターは焼津 市、新藤枝環境管理センターは藤枝市ということではないか。</p>	事務局 次長

